

「宇都宮市リーディング企業」 公募要領

【募集期間】 随時

【申請書類の提出先・お問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 産業政策課 経済戦略・産業団地グループ

〔住所〕 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5（市役所 7 階南側）

〔電話〕 028-632-2461 〔F A X〕 028-632-2447

令和 6 年 4 月

宇都宮市経済部産業政策課

1 宇都宮市リーディング企業支援事業の目的

本市の産業や経済が将来にわたって活力を維持していくためには、企業誘致策の強化などにより、地域外から需要を取り込み、部品や材料の調達を通じて地域内に資金を供給することで本市経済を牽引する中核企業を支援し、地域経済循環の拡大を促進することが重要であると考えております。

このため、本市では企業間取引などにおいて地域経済への貢献が大きい企業を「宇都宮市リーディング企業」として認定し、製品開発や販路開拓、設備投資において集中的かつ積極的な支援を実施いたします。

2 宇都宮市リーディング企業認定に係る申請要件

宇都宮市リーディング企業の認定を申請する企業は、次の(1)から(6)に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 市内に本社を有すること。
- (2) 別表における①売上高、②従業員数、③域外販売比率、④域内仕入比率の4つの評価項目において、評価点の合計が12点以上であり、すべての評価項目において1点以上であること。ただし、域内仕入比率の評価点のみ1点に満たない場合は、従業員数の評価点が4点以上、かつ、売上高及び域外販売比率の評価点の合計点が10点以上であること。
- (3) 確定した直近の決算期において、債務超過の状態にないこと。ただし、確定した直近の2決算期連続で経常利益がプラスの場合など、経営の改善が見込まれる場合はこの限りでない。
- (4) 宇都宮市リーディング企業の認定を受ける者として不適当な者（次のアからオに該当する者）でないこと。
 - ア 暴力団（宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等が暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している
 - オ 市税を滞納している

別表（配点表）

| 評価項目 | 配点 | 評価基準 | 評価点 |
|--|----|---------|-----|
| ① 売上高 確定した直近決算期の売上高を評価する。 | 6点 | 100億円以上 | 6点 |
| | | 50億円以上 | 5点 |
| | | 20億円以上 | 4点 |
| | | 15億円以上 | 3点 |
| | | 10億円以上 | 2点 |
| | | 5億円以上 | 1点 |
| ② 従業員数 申請時における常時使用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者）を評価する。 | 6点 | 300人以上 | 6点 |
| | | 200人以上 | 5点 |
| | | 100人以上 | 4点 |
| | | 70人以上 | 3点 |
| | | 50人以上 | 2点 |
| | | 30人以上 | 1点 |
| ③ 域外販売比率 確定した直近の決算期における、総販売額に対する県外の事業所への販売額の割合を評価する。 | 6点 | 60%以上 | 6点 |
| | | 50%以上 | 5点 |
| | | 40%以上 | 4点 |
| | | 30%以上 | 3点 |
| | | 20%以上 | 2点 |
| | | 10%以上 | 1点 |
| ④ 域内仕入比率 確定した直近の決算期における、総仕入額に対する県内の事業所からの仕入額の割合を評価する。 | 6点 | 35%以上 | 6点 |
| | | 30%以上 | 5点 |
| | | 20%以上 | 4点 |
| | | 15%以上 | 3点 |
| | | 10%以上 | 2点 |
| | | 5%以上 | 1点 |

3 宇都宮市リーディング企業に対する支援制度

以下の補助金において要件の緩和や上乘せ補助など（下線部が該当箇所）を実施します。

| 事業名・概要 | 事業内容 |
|--|---|
| ① 販路開拓支援事業補助金 ⇒ 企業が展示会等に出展する際の経費の一部を補助 | <対象者> 市内中小企業等 <対象経費> 出展料, 展示装飾費 等 <限度額> (国内) 1/3 以内, 上限 20 万円 (海外) 1/3 以内, 上限 40 万円 共同申請の場合は, 補助率 1/2 以内 <補助回数> 同一年度につき, 1 事業者, 1 件まで <u>※ 認定企業は 1 事業者, 2 件まで</u> |
| ② 中小企業高度化設備設置補助金 ⇒ 企業の設備の取得費用の一部を補助 | <対象者> 市内中小企業 <対象業種> 製造業, 特定サービス業 <u>※ 認定企業は対象業種の制限なし</u> <補助内容> 新設・増設した設備取得費の 3% (小規模事業者は 4%) |
| ③ 企業立地等支援補助金 ⇒ 補助対象地域の除外 | <対象地域> 工業団地, 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域 <u>※ 認定企業は対象地域の制限なし</u> <対象業種> 製造業, 特定サービス業, 物流関連産業, 植物工場, 電気・ガス・熱供給業 <補助内容> 土地・建物・設備の取得費用の 5%, 上限 3 億円 【大規模上乘せ】 情報通信産業, 半導体関連産業, 蓄電池産業の場合, 土地・建物・設備の取得費用の 5%, 上限 7 億円 |

※ 補助金の交付にあたっては, 別途申請を行っていただく必要があります。

4 申請手続き等

(1) 募集期間

随時、募集を受け付けます。

(2) 提出書類

| 提出書類 | | 様式 |
|------|--|-------|
| ① | 宇都宮市リーディング企業認定申請書 | 様式第1号 |
| ② | 誓約書 | 様式第2号 |
| ③ | 提出日までに確定している直近2事業年度の決算に関する書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の内訳書） | |
| ④ | 会社案内等、企業概要が分かる資料 | |
| ⑤ | 会社定款 | |
| ⑥ | その他市長が必要と認める書類 | |

※ 上記①，②の様式については，下記の本市ホームページからダウンロードして作成してください。

【宇都宮市ホームページ URL】

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/sangyo/1035006/1018916.html>

※ 提出書類はコピーをとり，控えを1部保管してください。

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提出先（問い合わせ先）

宇都宮市 経済部 産業政策課 経済戦略・産業団地グループ

〔住所〕 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5（宇都宮市役所7階 南側）

〔電話〕 028-632-2461 〔FAX〕 028-632-2447

5 認定審査

(1) 審査方法

- 提出書類に基づき審査を行いますので，不備のないよう十分御注意ください。
- 審査にあたり，申請内容等に関する現地ヒアリングを実施させていただきますので，御承知願います。
- 審査結果を踏まえて，認定企業を決定します。

(2) 結果通知

- 認定企業の決定後，申請企業に対して，速やかに認定の適否を文書にて通知します。
- 認定企業に対しては，別途，認定証交付式を開催し，宇都宮市リーディング企業の「認定証」を交付します。

6 その他留意事項

- (1) 宇都宮市リーディング企業の認定を受けた場合は、企業名や事業内容などについて、本市ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 認定企業に対する認定支援期間は認定日から3年を経過した日の属する年度の末日までです。なお、認定支援期間終了後に再度、認定支援期間の更新を行うことが可能です。

提出書類

| 提出書類 | | 様式 |
|------|------------------------|-------|
| ① | 宇都宮市リーディング企業支援事業 更新申請書 | 様式第7号 |
| ② | その他市長が必要と認める書類 | |
| | ・ 宣誓書 | 様式第2号 |

- (3) 提出書類は、本事業における宇都宮市リーディング企業の認定及び認定企業に対する支援以外の目的で使用することはありません。
- (4) 認定企業には、定期的に経営状況等を御報告していただきますので、予め御了承ください。
- (5) 認定企業について、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。
 - ① 虚偽の申請により認定を受けたとき
 - ② 認定企業としてふさわしくない行為があったとき
 - ・ 法令違反による処罰を受けており、事業運営に支障があるとき
 - ③ 「2 宇都宮市リーディング企業認定に係る申請要件」のうち、第1号又は第4号の要件を満たさなくなったとき